

# 船舶事故調査報告書

平成29年4月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯標）
発生日時	平成28年11月10日 11時55分ごろ
発生場所	関門港若松航路 若松洞海湾口防波堤灯台から真方位196°850m付近 （概位 北緯33°56.0′ 東経130°50.9′）
事故の概要	押船第二十五関門丸は、バージ NO.K-3003 を押航して東進中、若松航路第4号灯標に衝突した。
事故調査の経過	平成28年11月14日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第二十五関門丸、199トン 141106、関門港湾建設株式会社 B バージ NO.K-3003、総トン数なし なし、関門港湾建設株式会社
乗組員等に関する情報	航海士A、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	A なし B 左舷外板に擦過傷 若松航路第4号灯標 上部構造物が脱落
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約50cm、潮汐 ほぼ低潮時
事故の経過	A船は、航海士Aほか5人が乗り組み、その船首部をB船の船尾凹部に嵌合して押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、航海士Aが操船に当たり、若松航路を東進中、若松航路第4号灯標に衝突した。 航海士Aは、衝突の約5分前に船長から操船を引き継いだ際、針路が080°のところ、風により左方に圧流されるので風圧差（船首方向と船の移動方向とのなす角度）を5°としている旨の引継ぎを受けていた。 航海士Aは、GPSプロッターの船首方向を示す数値を見ながら085°になるように手動で操舵を行っていて若松航路第4号灯標に接近していることに気付かなかった。
分析	A船押船列は、航海士Aが、GPSプロッターの船首方向を示す数値を見ながら085°になるように手動で操舵を行っていて見張りを適切に行っていなかったことから、若松航路第4号灯標に接近していることに気付かず、若松航路第4号灯標に衝突したものと考えられる。

<b>原因</b>	本事故は、航海士 A が見張りを適切に行っていなかったため、A 船押船列が若松航路第 4 号灯標に衝突したものと考えられる。
-----------	--